省　令

○厚生労働省令第百三十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二十三号）の一部を次のように改める。

「場合」の下に「で厚生労働大臣が定める場合」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第七条第一項に規定する緊急作業に従事する放射線業務従事者については、この省令による改正前の平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定は、なおその効力を有する。

規　則

○会計検査院規則第十一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十一月一日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「、公益財団法人総合研究開発機構並びに独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を「並びに公益財団法人総合研究開発機構」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十一月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―五―六

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「場合」の下に「で人事院が定める場合」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において規則一〇―五第四条第三項に規定する緊急作業に従事する職員については、改正後の規則一〇―五第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○総務省
法務省
経済産業省告示第八号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり認定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月一日

総務大臣　川端　達夫

法務大臣　平岡　秀夫

経済産業大臣　枝野　幸男

1　廃止に係る認定認証業務の名称　よんでん電子入札対応認証サービス

2　廃止に係る認定認証業務を行う者の名称　四国電力株式会社

3　廃止に係る認定認証業務を行う者の住所　香川県高松市丸の内２番５号

4　認定の年月日　平成15年10月２日

5　廃止しようとする年月日　平成23年11月17日

6　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　A470　B26A　3202　7D56　A4A4　306F　9010　BB80　0347　2D9B

7　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　D181　861F　A833　2A1C　2533　183C　EE0A　4794　688F　6213

8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　5315　A5BB　D71B　3B44　69EB　FEF8　A386　CD34　A48D　FCA0

9　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　B457　C634　FCE3　535B　48B5　1EE7　F9E3　A406　CD76　C995

○法務省告示第四百九十八号

兵庫県赤穂市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年十二月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、赤穂市役所又は神戸地方法務局龍野支局に照会すること。

平成二十三年十一月一日

法務大臣　平岡　秀夫

兵庫県赤穂市塩屋三百五十八番地ノ一

三村　唯男

○外務省告示第三百六十号

ドミニカ共和国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の批准書を平成二十三年九月十三日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年十二月十三日にドミニカ共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年九月十三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年十一月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百六十一号

セルビア共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十三年五月二十五日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年五月二十五日にセルビア共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年五月二十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年十一月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百六十二号

次に掲げる各国の政府は、平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

ルーマニア　平成十九年三月十二日

エストニア共和国　平成二十三年三月十六日

インド　平成二十三年三月二十三日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ルーマニア　平成十九年六月十日

エストニア共和国　平成二十三年六月十四日

インド　平成二十三年六月二十一日

（平成十九年八月六日付け、平成二十三年四月十八日付け及び同年三月二十八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年十一月一日

外務大臣　玄葉光一郎